

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認の取消し通知書

_____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 号の特別な償却方法の承認については、所得税法施行令第 120 の 3 条第 4 項の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について、次のとおり取り消します。

資産の種類	構造又は用途	細目	数量	特別な償却方法

(理由)

所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認の取消し通知書

1 作成目的

この通知書は、所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消しをする場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
- (2) 「資産の種類」欄から「特別な償却方法」欄までの欄には、「所得税の減価償却資産の特別な償却方法の取消決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (3) 「(理由)」欄には、取消しをするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

承認の取消しの通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立て」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署長及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。